

## 地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまうことが少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした人たちが地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていけるようにします。

### 特別調整対象者になる方とは

- ① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方。
- ② 矯正施設退所後の適当な居住がない方。
- ③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要である方。
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当である方。
- ⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
- ⑥ 公共の衛生・福祉に関する機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

#### 【特別調整】70代 男性（高齢）



若いころは自営業を営んでいたが30代で離婚した。家族と疎遠になり多量飲酒により体をこわした。定職に就くことが出来ず、不規則の土木作業員として働いたが仕事なくなると会社の寮を追い出された。路上生活者となり知人に借金をするなどして暮らしていたが、役所に保護を求めたことは一度もなかった。

その間、生活困窮から食べ物を盗み7回服役している。特別調整対象者となったことで、釈放後は定着支援センターと一緒に役所の窓口に行き生活保護の申請をした。現在のアパートに入居して7年が経過したが、自炊して慎ましく暮らしている。「たまには来てよ。淋しくて飲み過ぎちゃうから」と笑顔が素敵だった。

もっと早く出会えたらよかった

#### 【特別調整】30代 男性（精神障害）



幼いころ両親は離婚、児童養護施設で生活をした。中学卒業後とびや土木作業員として働いていたが、18歳の時バイク事故が原因で高次脳機能障害となった。障害者手帳を取得し施設入所するが転々とする落ち着かない生活を送っていた。生活保護費が底をつき万引きとひったくりで服役した。出所後は一旦自立準備ホームに入所しGHへ転居した。B型作業所へ通所したが、とび職に誘われグループホームを退去し作業所もやめた。職場でのいじめ、てんかんもありとび職は難しくすぐに退職し、元のグループホームに再び入居した。B型作業所へ通所しながら週数日は障害者の施設でアルバイトをして、みんなに必要とされる喜びと居場所ができた。停止中の障害基礎年金も再支給され、苦しい金銭管理を手伝ってもらいながら落ち着いた生活を送っている。

#### 【特別調整】10代 男性（知的障害）



幼少期からネグレクトや身体虐待を受けて育った。小中学校は特別支援学級に所属し、いじめや家庭環境から中学校にはほとんど通っていない。児童相談所に一時保護され、児童施設に入所するなどした後、就労するも窃盗を繰り返し少年院に入院した。面接に行く少年は弱々しく「自分と同じような障害がある人やお年寄りの介護の仕事をした

い」と希望していた。少年院入院中に療育手帳を取得し、障害支援区分判定が行われた。自立準備ホームで暮らし、介護の仕事にすることが決まり退院した。後にグループホームに入居して仕事にできるようになった。少年は、知的能力の制約や被虐待体験から自尊心や自己効力感が著しく低く、被害的・否定的な物の見方をしやすかった。劣等感や不遇感が刺激されると感情を爆発させた。対人関係がもっとも苦手だという少年に介護の仕事は不向きだったと言えるが、無理だと決めつけずに体験させてもらえる場所があった。現在はグループホームから就労移行支援事業所に通い、就職をめざしている。

#### 【相談支援・特別調整】40代 女性（精神障害）



いじめ被害を苦に公立高校を1年で退学し就職をした。小学校時代から変わった子だと言われいじめの対象になりやすかった。対人関係は良好に見えるが被害感情が強く、些細なことで馬鹿にされたと感じストレスを溜めやすかった。同僚だった男性と結婚し1児をもうけたが、その後別居した。生きづらさの原因を知りたくて受診した病院で「自閉症スペクトラム」「注意欠陥多動障害」と診断され、精神保健福祉手帳を取得した。同居し心の支えとなっていた実母が要介護状態となり、子にも障害があったため二重の介護に追われ盗みを繰り返すようになった。定着支援センターとは弁護士を介して出会い、特別調整対象者として選定された。釈放後は自立準備ホームを利用して新生活の準備をした。現在は、医療機関、相談支援事業所、デイケア、自助グループ、グループホーム、行政、定着支援センターなど多くの機関の見守りの中で暮らしている。

会員を募集しています。当方人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

正会員 個人の方：1口 3,000円 団体の方：1口 5,000円  
賛助会員 個人の方：1口 5,000円 団体の方：1口 10,000円

千葉銀行 中央支店：普通4164678

加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

## 特定非営利活動法人

# 生活サポート千葉

### ◆地域生活定着促進事業（千葉県地域生活定着支援センター）

開設：平成22年10月1日

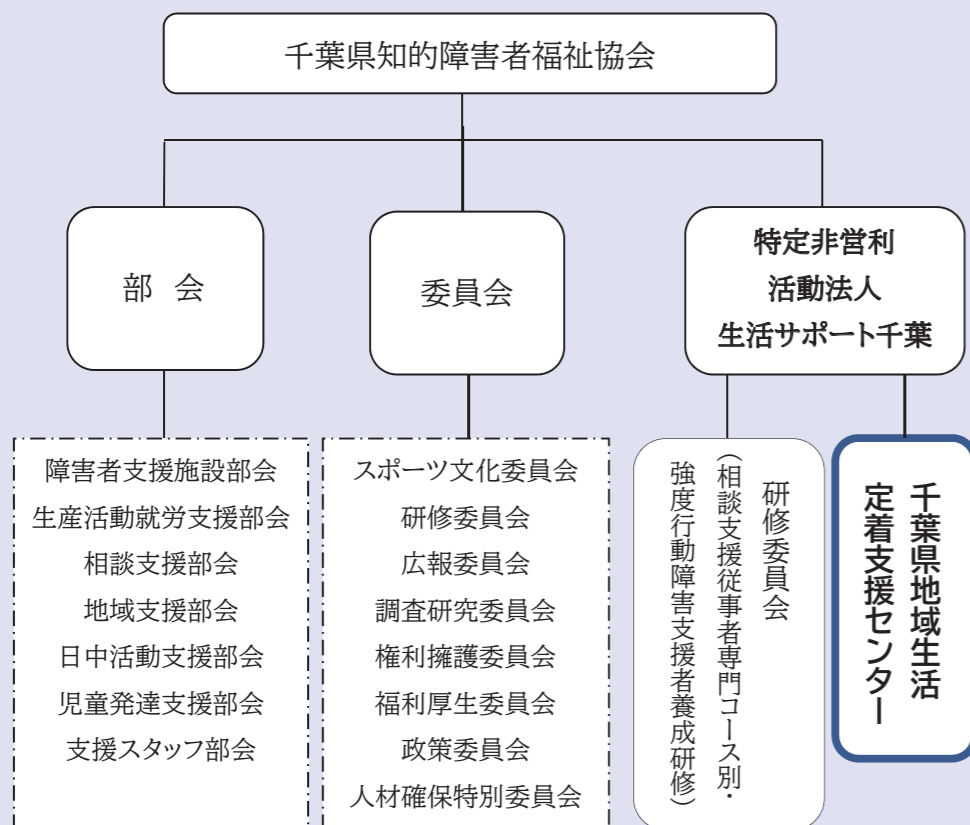
連絡先：電話 043-224-5721 FAX 043-224-5720

### ◆研修受託事業（生活サポート千葉）

連絡先：電話 043-222-0773 FAX 043-224-5720

## 特定非営利活動法人 生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し2010年10月1日より地域生活定着促進事業(地域生活定着支援センター)、2013年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、2015年度より強度行動障害支援者養成事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。



# 千葉県地域生活定着支援センター

入口

被疑者・被告人

出口

出所者



### 被疑者等支援業務

刑事手続の入口段階(捜査・公判段階)にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

### 地域生活定着促進事業

#### コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

#### フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れて施設等に対して必要な助言等を行います。

#### 相談支援業務

矯正施設から退所した本人、家族、その他関係者からの相談を受付け、福祉の支援につなげます。

### 被疑者・被告人等の支援

刑事手続段階にある障害者・高齢者に対し、弁護士や関係機関と連携し、必要な支援のアセスメント及びコーディネート、フォローアップを行います。また、罰金刑終了後に釈放された障害者・高齢者からの生活全般の相談に乗り、福祉や就労その他必要な支援への橋渡しをします。

1. コーディネート業務
  - ・面談による福祉サービスニーズ把握
  - ・援護の実施市町村との調整、決定
  - ・受入先(帰住地、福祉施設等)の選定、確保
  - ・福祉サービス利用のための各種申請事務支援
2. フォローアップ業務
  - ・受け入れ施設などへの訪問による状況確認、助言等
3. 相談支援業務(支援関係者、家族等)
4. 必要に応じ情状証人として尋問に応じ、更生支援計画の作成

### 生活サポート千葉の自立準備ホーム



行政(市区町村等)

家族等

県弁護士会『社会復帰支援活動援助制度』

保護観察所

他団体の運営する自立準備ホーム

保護司

千葉県地域生活定着支援センターにおける連携支援

検察庁

福祉事業所

相談支援事業所

地域包括支援センター

医療機関 保健所